

下記の留学生【申請方法確認フローチャート】をご確認ください。

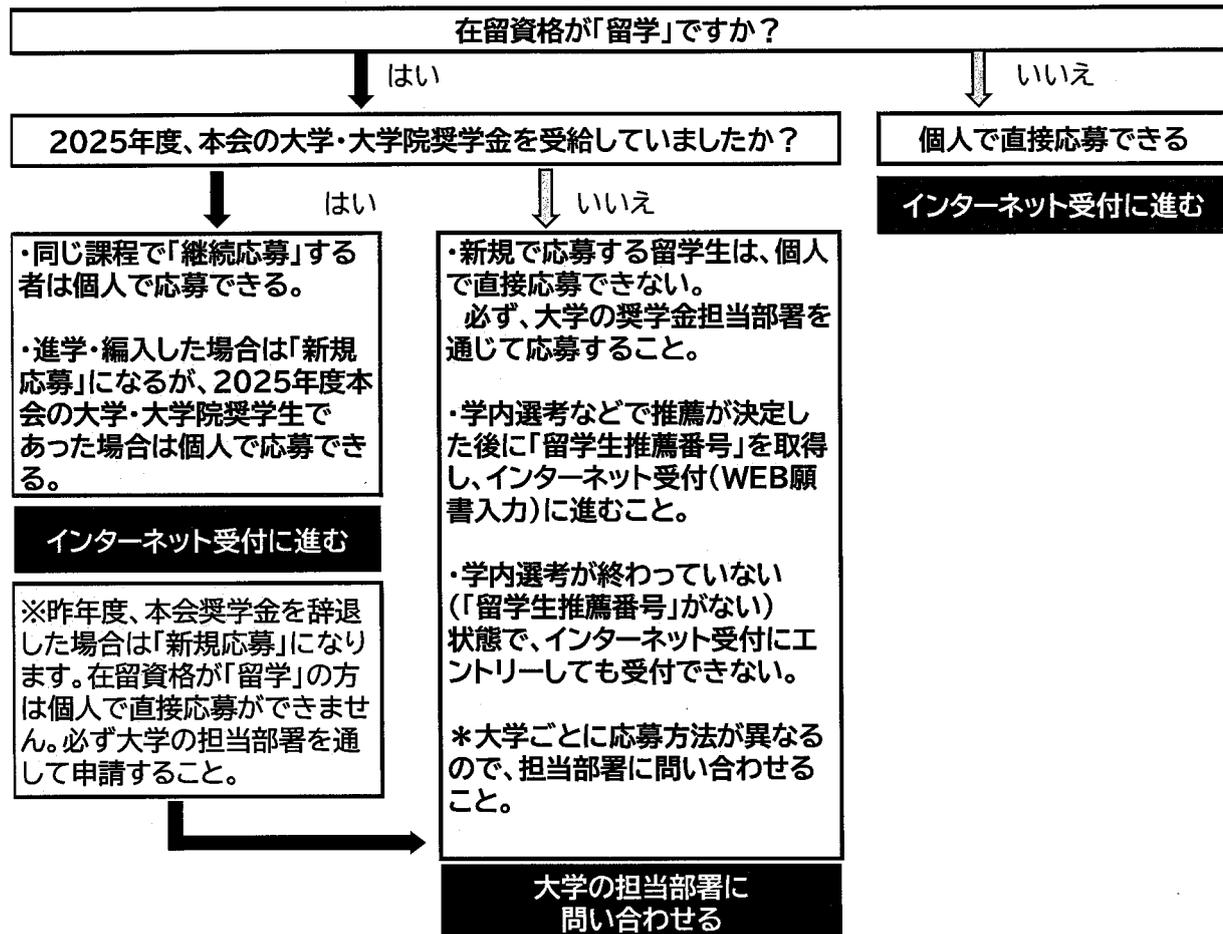
・在留資格が「留学」で「新規」応募する者は個人で直接応募できません。新規応募の留学生は必ず大学の奨学金担当部署を通じて応募するようご指導ください。

※ただし、前年度本会奨学生であって修士課程または博士課程に進学した韓国人留学生は、個人で新規応募できます。

・留学生で継続応募する者、在留資格が特別永住者・永住者などの学生は個人で直接応募できます。

留学生【申請方法確認フローチャート】

*留学生・留学生担当部署の方は必ずご確認ください。



【留学生推薦についての、よくあるご質問】

Q. 01 応募の時点で日本国外に居住中の学生は申請できますか？

→応募可能です。

Q. 02 応募時点において留学ビザがない者が、申請することは可能でしょうか？

→応募時に在留資格を証明する書類の提出があります。応募期間内に提出が可能な学生が対象となります(ただし、応募期間中に日本大使館に留学ビザ申請中の証明書または日本で留学ビザ切替中の証明書が発行される場合は応募可能です)。

Q. 03 採用決定時に日本に未入国の場合、奨学金受取はどのようにになりますか？

→奨学金の受取口座は本人名義の「ゆうちょ口座」のみ受付いたします。ゆうちょ口座への振込が可能であれば、採用時に未入国の学生であっても受取は可能です。また、本会では奨学金受取口座の登録期限を12月31日と定めています。期限を過ぎた場合は自動的に辞退(採用取り消し)となります。そのため、ゆうちょ口座を開設済み、または開設可能な学生の応募をお願いします。